

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回運営小委員会

- 1 日時 : 令和5年7月6日(木) 11:40~12:00
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館1階 九州経済産業局会議室
- 3 出席者 :
 - 【公益代表委員】 3人(定数3人)
 - 高田 亜朱華
 - 平井 佐和子
 - 丸谷 浩介(委員長)
 - 【労働者代表委員】 2人(定数3人)
 - 河村 敏昭
 - 小陳 武志
 - 【使用者代表委員】 3人(定数3人)
 - 中村 年孝
 - 松本 恭子
 - 吉岡 秀樹
 - 【福岡労働局】 田村 労働基準部長
諏訪田 賃金室長 ほか
- 4 主要議題
 - (1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について
 - (2) 福岡県特定最低賃金審議日程について

5 審議内容

委員 長

それでは、福岡地方最低賃金審議会第1回運営小委員会を開催いたします。

まず、最初に、本会については、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第7条第2項に基づき、公開としておりますことをご報告します。

それでは、議事に入る前に定数の確認ですが、本日は労働者代表委員の長嶋委員がご欠席ですが、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第4条第4項により、本会は成立しております。

本日の議事録の署名については、

労働者代表委員 河村委員

使用者代表委員 中村委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河村委員

中村委員

(承諾)

委員 長

それでは、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

(以下を説明)

- ・特定最賃は、関係労使から改正の申し出により、改正審議が行われること。
- ・本年度は、6月末日までに改正の申し出がなされたこと。
- ・改正の申し出がなされたため、これを受けて局長は、最低賃金審議会に改正の必要性の有無について諮問を行うこと。
- ・労使双方の参考人からの意見聴取と必要性の有無の審議を第5回本審で行っていただくこと。

《資料No.2》

- ・令和5年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)等を説明する。
- ・発表者の推薦は、第3回本審時(7月28日(金)予定)に、労働団体、使用者団体へ依頼する予定となることについて説明。

委員 長

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

平井委員

資料No.2の実施要領(案)ですが、運営小委員会が解散するということですか。

賃金指導官

あくまで本審ではないということです。修正させていただきます。

委員 長

他に何かありませんか。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取については、ただ今の実施要領のとおり実施することといたします。

委員 長 次、議事（２）の「福岡県特定最低賃金審議日程について」ですが、事務局の方から説明をお願いします。

賃金指導官 (以下を説明)
・統一発効日（12月10日）のための答申期限に基づく日程を説明
・合同会議の開催日（9月12日（火））の予定まで立てていることを説明

委員 長 ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

委員 長 協約最賃との関わりで、協約の額が判明するのはスケジュール的にどうなっていますか。

賃金指導官 現在、労働局内でとりまとめをして決裁を行っている最中で、最終的には局長の審査となり、その過程であります。判明しましたら委員の皆様にお知らせをしたいと考えております。

委員 長 ありがとうございます。それによって必要性の有無があることの議論が少しあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

委員 長 それでは、説明のあった審議日程で実施する予定といたします。
予定された議事は全て終わりましたが、その他何かございませんか。

平井委員 この運営小委員会の規程の第9条（規程の改廃）で「この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う」とありますが、そもそも運営小委員会をもたなければいけないのかということで、今回は既に決まっていたのでやむを得ず行ったと思うのですが、来年度以降この運営小委員会を無くすべきなのか、ここで決めなくて議決で止めるのであれば、もたなくていいのではありませんか。

賃金指導官 事務局の今までのところの見解といたしましては、運営小委員会の枠組みは依然残しておく。もちろん審議以降のやり取りの中で、やはり運営小委員会で審議を行うのに相応しい場合があるかもしれないので、運営小委員会で残しておく。

その中で、今回本審の方で審議いただきました特定最賃の意見聴取につきましては、そもそもの運営小委員会の規程上の、運営小委員会においてすべき審議事項ではなく、かつ実態としても本審委員15名の方々にご出席していただくことが好ましいということで、「審議会につきましては本審の方で行うというような意識でさせていただきます。」ということです。

賃金室長

先ほど、丸谷委員長からありましたけれど、日程の細かい調整等について、本来運営小委員会で議事すべき内容であり、補足すべき内容になるかと思うのですが、そういったところを今後、運営小委員会で審議しなければならない内容が出てきた時に運営小委員会を開催するといったところを残すということで、箱は残した形で今、福岡で行っています特定最賃のやり方の確認でありますとか、あるいは発表自体を運営小委員会の方でやっていくやり方を変えていくというような暫定的な措置ということです。

以後については、運営小委員会自体を残しながら並行していくという形でご理解していただきたいと思います。

委員長

私の印象として私が考えていることだけでお話ししますと、運営小委員会を本来の規程上のあり方に戻した方がいいのではないかと考えています。

本日も少し日程についての議論があったように、やはり日程を設定するとか審議の内容・質に関わる大きな出来事ですので、それについてきちんと事前に検討しておくということが必要であると思います。

その際にどのような日程であればいいのか。例えばオンラインであれば可能であるとか、時間帯はいつなのか、制約はどうか等色々ありますので、そういったところを事務局と交えて検討するという機会を運営小委員会に機能をもたせるべきであると思います。

そう考えますと、運営小委員会のメンバーというのは、おそらく私のような考え方だと専門部会の意向を兼ねるという形にした方が一番回るのだと思います。

そういう形でいけるかどうかは、本年度は難しいので来年度以降のあり方を少し考えるということで検討していったらよいのではないかと考えています。

特定最賃の意見の場の申し出については、事務局が言われた通りなので、これからは本年度以降のような形でよろしいかと考えております。

平井委員

補足ですが、そうすると運営小委員会を本当の意思決定ができるというのは賛成ですが、例えば1回目の本審の前に運営小委員会で集まり、日程の協議であるとかこれからどのような話にするのかというものを事前にやっていただけた方がいいのではないかと感じています。

委員長

なかなか難しいことになるかもしれませんが、形を取るよりは実を取って回していった方がいいと思います。

実は運営小委員会の方で、例えば骨太の方針が出ました。それに対して、中賃はこのように考えているのではないかと、少し中味に立ち入った形で、それを受けて日程を考える等あってもいいのかと思います。

その点、公開・非公開の話が出ますが、そういったところも含めて来年度以降少し回るようにしていけたらと思います。

事務局を含めて、少し協議をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

委員長 他にご意見ご質問ございますか。

各委員 (なし)

委員長 なければ、これもちまして本日の運営小委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

署名

公益代表委員 丸谷浩介

労働者代表委員 河村敏昭

使用者代表委員 中村年孝